

氏　名（本籍）　　野口　武（東京都）

学　位　の　種　類　　博士（中国研究）

学　位　記　番　号　　甲第77号

学　位　授　与　の　日　付　　平成26年3月20日

学　位　授　与　の　要　件　　学位規則第4条第1項該当

学　位　論　文　題　目　　日清戦争時期、山東省における主要政策過程と行政変容
－清末山東巡撫李秉衡による黄河統治、輸送整備、財政改革
を中心として－

論　文　審　査　委　員　　主査　愛知大学教授　馬　場　　毅
　　　　　　　　　　　副査　愛知大学教授　三　好　　章
　　　　　　　　　　　副査　愛知大学教授　黄　　英　哲

審査結果の要旨

野口論文は、19世紀末期、日清戦争の前後、1894年(光緒20年)9月から1897年(光緒23年)11月まで山東巡撫であった李秉衡を対象にして、彼の山東省に於ける主要政策、特に黄河統治・輸送整備・財政改革を分析したものである。

簡単に内容を紹介すると、まず第1章では、日清戦争前から山東巡撫を解任されるまでの彼の履歴が述べられている。捐納によって官僚となった後、直隸省南部で捻軍や苗沛霖の乱など民乱討伐に力を發揮し、その後清仏戦争の時に、張之洞により広西省に派遣され、ランソンに出撃してフランス軍と戦った。その後、李鴻章の指示により山東巡撫となって以後、威海防衛戦で日本軍とも戦った。戦後1897年夏、曹州府寿張県で教会が大刀会に襲われると、大刀会の弾圧を行ない、その後9月曹州府鉅野県のドイツカトリックの宣教師が大刀会に殺害されると、ドイツの介入により山東巡撫を解任されることになったとしている。

第2章では、この時期の山東省で大きな問題となっていた黄河統治の問題について述べている。黄河自体は1855年の河南省蘭陽県での堤防決壊以後、大清河と結合し北流し、旧大清河流域に洪水被害をもたらしていた。李秉衡は山東省の黄河流域の管理行政の再編を行うとともに、さらに緊縮財政下で河工経費の明文化を行い、予算支出の固定化をはかった。特に予算の不足の問題については、基本予算を固定化した上で、不足した場合は北京に送る京餉を流用すること始めたとする。また1895年以後は、効果の上がらない「洋務」企業などへの経費を省内の施策から切り離すことをはじめて、黄河統治に特化しようとした。また黄河中流では、大運河の水門が閉塞していることが問題であり、黄河河工における河東河道総督と山東巡撫の権限を明確にしようとしたが、これは解決ができずに山東巡撫に職責が委ねられたとする。しかし彼が試みたこれらの施策も戊戌政変や光緒新政により断絶したが、彼の施策を通じて清廷の認識も改まり、一部が引き継がれたとする。

第3章では、国家による輸送である大運河を通じての漕運と関連した問題などを扱い、その中で省行政の中央集権化について述べている。まず日清戦争時における軍事輸送に関連して、移動ルートの州県に「車局」を設置し、そこでは州県側の搾取を防止しようとしたとする。黄河統治については、上流、中流、下流と管轄範囲を分け、それぞれに「河防局」を設けて管理させそこに下級官僚である道員を配置し、彼らと呼応して黄河統治を行った。また漕運に代わって鉄道敷設をしようという議論を、経費の問題により反対した。また前述したように効果の上がらない「洋務」企業などへの経費を省内の施策から切り離すことをはじめて、黄河統治に特化しようとした。山東省内の大運河の管轄は、黄河以北の東阿から臨清州までは山東巡撫が管理し、黄河以南の東平州から嶧県までは河東河道総督が管理していた。李秉衡は黄河と運河河道管理問題を山東巡撫の権限から切り離し、管理工程の軽減をはかるとともに山東の経費を削減しようとしたが、河東河道総督がしそつちゅう代わったこともあり、在任中は解決できず、結局山東巡撫が山東省内の河工の問題を処理せざるを得なかつたとする。

以上のように、李秉衡は日清戦争後の分散化しつつあった行政の「弛緩」に対して、一方で国家的な行政ともいえる黄河と運河河道管理問題を山東巡撫の権限から切り離して財政負担を軽減させようと試みるとともに、他方で省内では「車局」「河防局」の設置に見られるように、権限を山東巡撫に集中化し地方への管理を強めて山東省内の再建をめざしていたとする。

第4章では、日清戦争期の財源獲得の問題を述べている。この時期軍営増加のための軍費の増大があり、それに対して山東省では従来の収入の再獲得を目指した。まず関税についていうと洋閥の東海閥は海関道と連携して省財政に組み込むことを可能にしたが、常閥である臨清閥はその収入数を把握するだけであった。釐金についていうと徵収場所である釐卡がたびたびの黄河の洪水により流失したり、移動したりして制度的崩壊をしているのを黙認せざるを得ない状況であり、塩税に対しては、塩商の輸送を管理する「南運局」を通じて再建を図ろうとしたが、塩場に対する黄河の水害状況の把握にとどまっていた。以上のような状況から山東省は財政枯渇状況におちいっていたとする。

最後に結論部分で、督撫(総督巡撫)への権限集中化について、民国に至る「中央なき地方」とする、中央の権力統治が行き届かない「地方」の状態が、後の光緒新政や民国期でより実務的に政策がはかられていく前提としてすでに日清戦争以前から時代的趨勢として出現していたと指摘している。

従来、李秉衡に焦点をあててその山東巡撫時代の政策を正面から採り上げた論文は、管見の限りではない。李秉衡といえば従来の日本の研究では、義和団の前史において、前述したように曹州教案で大刀会鎮圧の行動をとったとか、ドイツの介入により解任されたという場面で登場するいわば脇役として描かれる事が多い。また中国では、後に義和団事件の時、八カ国合軍との鬭いに敗れて彼が自殺したことについて、封建的倫理観を全うしたのか、殉國なのかという点に研究の焦点があてられ、彼の山東省での政策全般を分析したものは管見の限りではない。その点で野口論文は、最近の清末財政史や水利史の研究の成果を踏まえつつ李秉衡に焦点をあてて、その山東巡撫時代の政策をとりあげた本格的な論文である。また関連する日本、中国の多くの論文を随所に引用している点も評価出来る。本論文は山東省における黄河治水の問題、漕運および輸送の問題、財源の問題を具体的に述べており、論点も賛同できる点が多い。

清末のこの時期は太平天国や洋務運動を経過し、清朝中央権力の衰退と他方における省の督撫(総督巡撫)への権力集中の時期として語られる事が多いが、野口論文では、それが黄河治水や漕運やそれにと関連した輸送の問題、財源難の問題に直面して、中央権力の衰退、行政力の「弛緩」という状況下で、省レベルで何とかそれを押しとどめようとして、結果的に巡撫への権限集中になるメカニズムが説得的に述べられている。

ただ本人が序文の中で、千葉正史氏の1901年以後の光緒新政、とりわけ立憲改革は国民国家形成のこころみであるという見解に依拠して、この時期に遡って国民国家への志向を適用するのは疑問がある。後の光緒新政期には、確かに革命派や維新派には国民国家形成の指向性があると思うが、清朝自体の国家観はやはり「天下国家」論であり、また藩部を統括する理藩院を廃止していないからである。

その他序文の文章の一部に文意がわかりにくいところがあり、今後公刊するならその点を直すことを望む。

本人に対する口頭試問は平成26年1月22日に行われ、上述の点を中心に述べ、本人から適切な回答が寄せられた。その後審査委員会を開き、本論文は博士論文にふさわしいと一致して判定した。